破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５０号
群馬県利根郡みなかみ町真庭787番地１　月夜野ハイツＢ104
債務者　野村　　司
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
群馬県太田市東新町80番地７
債務者　河田美智子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1034番地の８
債務者　遠藤万里子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２号
和歌山県田辺市末広町７番15―204号
債務者　池ノ本廣子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３号
和歌山県田辺市神子浜２丁目16番27号　新鬼橋岩アパート５号室
債務者　谷口　智美
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第２０５４号
埼玉県志木市中宗岡２丁目17番37号　コーポ若葉201号
債務者　角地　亜弥（旧姓内和田）
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６７号
埼玉県和光市下新倉５丁目12番９号　グリーンハイムＡ106、旧住所埼玉県和光市白子３丁目５番53号
債務者　工藤　康一
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０１号
さいたま市桜区栄和２丁目７番９号
債務者　長谷川キミ子
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５７号
埼玉県蕨市南町４丁目８番14号　ＳＫコーポⅡ１Ｆ
債務者　門田　照夫
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６７号
埼玉県川口市西青木４丁目７番13号　フレール西青木301号
債務者　半下石直志
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１１号
埼玉県新座市野火止５丁目１番６号　メゾン野火止404号室、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―707号
債務者　阿部さゆり
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３７号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３―４―308
債務者　小林　清一
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
埼玉県戸田市笹目５丁目32番地の21　エレガンスコーポ101号室
債務者　栗林　一男
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
埼玉県戸田市笹目５丁目32番地の21　エレガンスコーポ101号室
債務者　栗林マリアロイダニユこと　栗林マリアロイダ　ニウ
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
さいたま市見沼区大字東宮下2025番地　大宮東宮下高層２―302
債務者　川島　清二
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
埼玉県川口市上青木５丁目５番10号　プラセール上青木105号
債務者　安倍真由美（旧姓志村）
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
埼玉県川口市並木２丁目７番14号　エステートピアＫ＆Ｙ203号
債務者　朴　　点禮
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係